

2025(令和 7)年度

和合町 防災計画 災害時行動基準



和合町自主防災隊

2025年8月1日発行

はじめに

本計画は、これまで和合町自主防災隊の防災活動を中心に、皆様のご協力をいただきながら、毎年改訂を重ね、充実させてきました。

南海トラフ地震の発生確率が80%となった今、まずは一人一人が自分の命を守るための地震への備え(自助)が重要です。次に自身の安全が確保されたうえで、災害発生初期、公的な支援(公助)が十分提供されない中、近隣住民の方々と協力して命を守る活動を行い(近助)、同時に和合町自主防災隊は災害対策本部を立ち上げ、避難所の開設と運営、地域への災害支援(共助)を行います。災害に備えて防災計画・防災訓練計画を継続的に見直すことで、それらをより現実に即したものにしてまいります。

今年度は、主に風水害を含む町民・自主防災隊の災害時行動基準、備蓄資機材の見直しを行いました。

2025年8月

和合町自治会長 石塚 猛裕

本計画書の構成

1. 防災計画	3
2. 災害時行動基準	13
3. 日常における活動	22
4. 防災活動年間スケジュール	24
5. 災害時緊急連絡先	24
6. 各種資料	25

馬生会館避難所開設要領
防災用具(ボックス)引継ぎマニュアル
和合町防災設備全体図

防災計画

1. 和合地区の特徴と災害時の避難想定

和合町は三方原台地の南端部にあたり、面積は、3.527km²。段子川、権現谷川、中途川、新川が流れ、川に沿って谷が形成された、起伏に富んだ地形です。

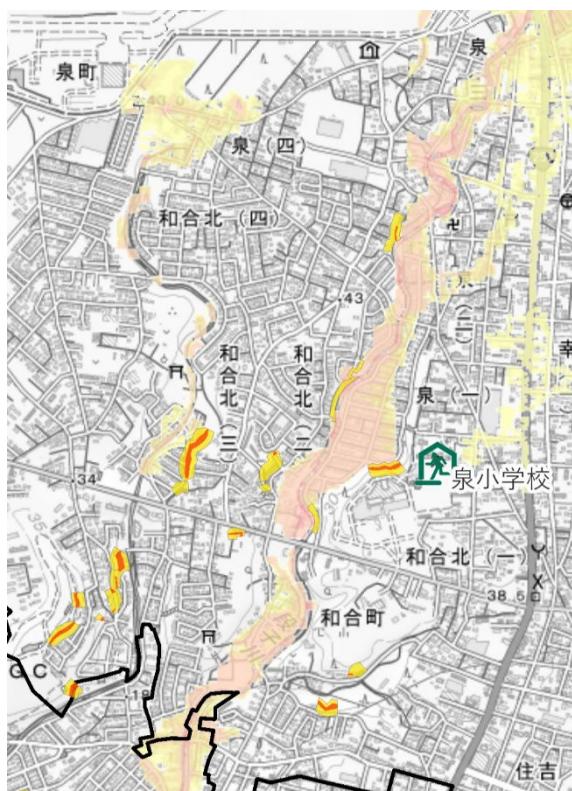
世帯数は6,711世帯、人口は14,151人(令和6年4月現在、西和自治会区域を含む)。

その中にある和合町自治会は、加入世帯数3,626世帯、人口8,691人の、浜松市の中でも大きな自治会のひとつです。70歳以上の方が約20%、80歳以上の方が約9%という人口分布となっています。

令和7年2月作成の浜松市水害ハザードマップによれば、和合町内では段子川沿い、権現谷川沿いにて河川の氾濫による浸水想定域が示され、深さとしては少ない所で0~0.5m、場所によっては0.5~3mと示されています。また土砂災害による急傾斜地の崩壊に対する特別警戒区域、警戒区域として示されている場所もあります。津波による浸水域はありません。

大規模地震(震度6以上)が発生した場合は、火災・家屋倒壊などの被災を除けば、住民の多くの皆さんは、自宅避難を選択されると想定されますが、町域が広い和合町では、各部単位での防災資機材倉庫の資材・備蓄品の充実などの備えを進めていく必要があります。また、災害時避難行動要支援者(高齢者・身障者など)の方々については、近隣住民の話し合いと助け合いのもと、安否確認・生活支援、避難所への避難支援等が必要となります。

※浜松市水害ハザードマップ

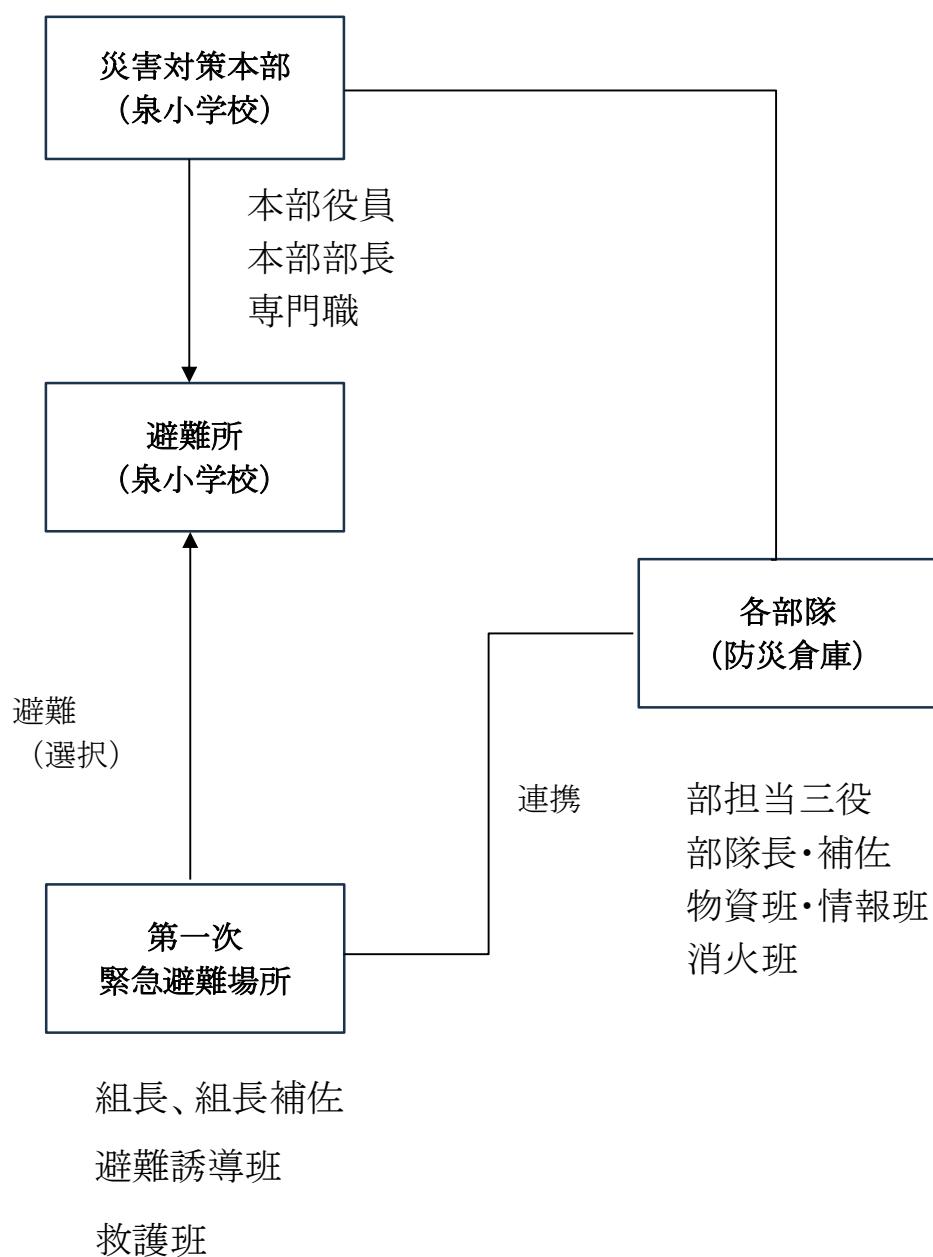


下記のQRコードからアクセス



2. 発災時の避難・防災体制(2024年変更)

町域の広い和合町においては、災害対策本部が直接各部の状況を把握し、指示・支援を行うことが難しく、また浜松市から自宅避難が推奨されていることもあります。2024年の防災訓練からは泉小学校への一斉避難は行っていません。和合町では各部防災倉庫前に部隊を立ち上げ、本部と連携を取りながら、部ごとに支援活動を行うものとし、そのために必要な各部防災倉庫への食料・資機材の備蓄を、計画的に進めています。避難所への避難については、一斉避難は行わず、各戸の状況による分散避難とし、避難希望者は第一次緊急避難場所を経由して小単位で泉小学校避難所へ向かいます。



3. (自助)町民の自宅での備え

(1) 各家庭で日常から行っておくこと

- ① 家族の連絡方法を確認しておく
- ② ハザードマップ等で自宅の周り等の危険を知っておく
- ③ 避難経路、避難場所（第一次緊急避難場所、泉小学校グラウンド）、部隊防災倉庫とそこまでの経路（一経路だけでなく別ルートも）を確認しておく
- ④ 最低3日分の飲料水の備蓄 1日3ℓ×3日×家族の人数（できれば7日分）
- ⑤ 食品、非常用トイレの備蓄
- ⑥ 家具の固定、自宅の耐震化
- ⑦ 非常用持ち出し袋を作つておく（常備薬、アレルギー対応の食品、離乳食、ミルク、おむつなどは、各自で責任をもつて準備しておく）

(2) 災害発生時の行動

- ① クッションなどで落下物から頭を守り、テーブルが近くにあれば下に入る。
- ② 揺れがおさまり、自分自身の身が安全であれば近くの人同士で声をかけ合い、お互いの状況を確認する。
- ③ 近くで出火していたら、火が小さいうちに消し止める。火の勢いが強いとき（天井に火が届くようなとき）には、その場から逃げる。
- ④ 情報をできるだけ早く確認し冷静に行動する。
- ⑤ 近くのドアや窓を開け、逃げ道を確保する。落下物やガラスなどでケガをしないよう靴を履き、足元には十分気をつける。
- ⑥ 黄色いタオルが出ていない家に対して、ご近所同士で声をかけ合う。可能な範囲で初期消火や救出救助、避難が困難な方への手助けなどを行う。
- ⑦ 自宅避難が困難と判断した場合は、第一次緊急避難場所を経由して、泉小学校避難所へ避難する。（行動開始の目安は3時間まで。すぐ逃げる必要はなく、落ち着いて行動する）
- ⑧ 震度6以上の地震の時、無事である場合は、黄色いタオルを玄関のドアノブ、郵便受け、門扉など目に付く場所に災害発生日から最低3日間は掲げる。これを行うことで、安否確認の手間が省け、一人でも多くの人の安全確認がされることになる。
避難所へ避難するときもタオルを掲げてから避難する。

4. (共助)町での備え

(1)和合町自主防災隊

大規模な災害の発生直後では、消防車や救急車等の数には限りがあり、自衛隊等の応援も、すぐに動き出せません。

災害から命を守るためにには「自分の身は自分で守る」(自助)と、「自分たちの地域は自分たちで守る」(共助)、それらと「災害関係機関との連携」(公助)が必要です。このうちの共助を担うための組織が和合町自主防災隊となります。

ただし、自主防災隊の活動は、発災後、安全が確保できた後、無理のない範囲で行われるものであり、その活動を強要されたり、責任を負わせられたりするものではありません。また、自主防災隊は住民の生命に係わる対応を主業務とします。

(2)災害対策本部設置の時期

浜松市が想定している地震など、大災害及びこれに類する災害で、初期段階で公的組織が機能しない状況下においては、発災後3時間を目途に自主防災隊が災害対策本部を泉小学校に設置します。なお、比較的小規模の地震及び台風、風水害等で公的組織が機能している場合であっても、必要に応じ隊長の判断により、馬生会館に小規模な災害対策本部・避難所を設置することができます。(避難所開設要領などは巻末参照)

(3)自主防災隊 防災計画

① 目的

この計画では、和合町民及び和合町自主防災隊の防災活動に必要な事項を定め、災害が起こった時に住民の命を守り、被害をできるだけ少なくすることを目的とします。

② 計画事項

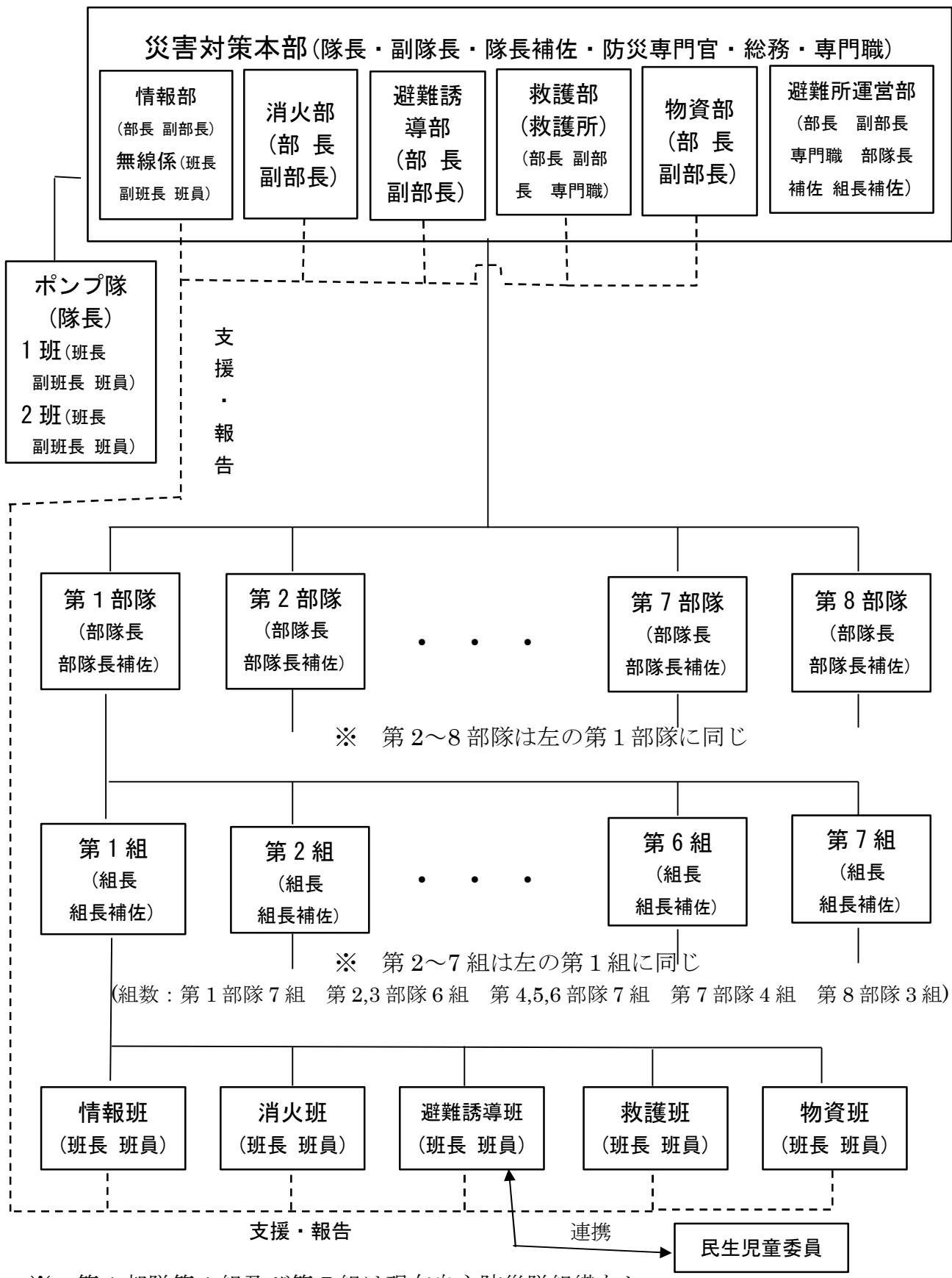
この計画に定める事項は、次のとおりとします。

- | | |
|---------------------------|------|
| A. 自主防災隊の組織編成及び任務分担に関すること | … 7 |
| B. 防災知識の普及、啓発に関すること | … 9 |
| C. 地域の災害危険エリアに関すること | … 10 |
| D. 防災訓練の実施に関すること | … 10 |
| E. 他組織との連携に関すること | … 11 |
| F. 防災資機材等の整備及び管理に関すること | … 11 |

計画事項 A. 自主防災隊の組織編成及び任務分担に関すること

(1) 組織編成は下記「組織編成表」のとおりとする。

和合町自主防災隊 組織編成表



(2) 任務分担

1) 災害対策本部

和合町自主防災隊は震度 6 以上の地震発生を期に、泉小学校グランドに災害対策本部を設置する。(本部役員は任務に応じ、配置につく)

名称	主な任務
本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の総括 ・防災隊各部への指示 ・他組織との連携 ・市職員で構成される泉小学校地区防災班員との連携による行政など防災機関への連絡
情報部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集・伝達 ・住民の安否情報等の集約 ・各部の活動状況の把握と記録
消防部	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器を使った消火活動 ・出火防止対策の住民への周知 ・消火器材の配備
避難誘導部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に必要な情報の町民への周知 ・安否確認タオルによる住民の安否の確認及び避難状況の集約 ・災害時避難行動要支援者の把握及び同ガイドラインの周知 ・危険個所の把握と周知
救護部	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等の救護 ・救護所の設置及び医療機関等との連携 ・救急用品の管理
物資部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者(在宅避難者含む)への物資の支給 ・食糧や飲料水の調達、調理、配給 ・防災倉庫内の備蓄物資の管理(各防災倉庫及び馬生会館防災倉庫を含む)
避難所運営部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所(泉小学校内和合町防災倉庫)の装備品・備蓄資材の管理 ・ファースト・ミッション・ボックス内の「避難所開設マニュアル(泉小学校)」に基づく、災害発生後から泉自治会、泉小学校等、関係機関と連携、避難所開設準備 ・避難者による避難所運営委員会が立ち上がるまでの間、浜松市避難所運営マニュアルに基づき避難所を運営
ポンプ隊	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬ポンプによる火災の消火活動 ・被災者の救出活動 ・ポンプ隊で使用する資機材の管理

2) 部 隊

部隊は、部隊長をリーダーとし、1～8部の防災倉庫を拠点に、それぞれの部で活動を行う。

名称	主な任務
部 隊	<ul style="list-style-type: none"> ・部隊長は自治会の部長、部隊長補佐は前年度の部長とし、それぞれの部において組長への指示、調整及び本部への報告を行う ・各部防災資機材倉庫設置場所において部隊を立ち上げる ・任務は災害時行動基準 4 部隊(1)部隊を参照
組	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災隊の組長は自治会の組長、組長補佐は前年度の組長とし、部隊長の指示の下、組内防災隊各班による対策を指示し、その活動報告を部隊長に行う ・任務は災害時行動基準 4 部隊(2)組を参照 ・組内の被災状況の把握及び組内防災隊各班による災害対策を行う
班	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の組単位に1)情報班 2)消火班 3)避難誘導班 4)救護班 5)物資班を置き、組単位で選出された防災班員は、組長の指示の下、それぞれの組において活動し、それぞれの任務を遂行する。 ・任務は災害時行動基準 4 部隊(3)防災隊 各班を参照

計画事項 B. 防災知識の普及、啓発に関すること

地域住民の防災意識を高揚するため、年間を通じて、防災知識の普及と啓発を行う。

(1) 普及、啓発事項

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害、火災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における住宅の耐震化、家具等の転倒防止に関すること。
- ④ 各家庭における住宅用火災警報器の設置に関すること。
- ⑤ 各家庭における食料等の備蓄に関すること。
- ⑥ その他、防災に関すること。

(2) 普及、啓発の方法

- ① 行政からの広報誌、チラシ、ポスター、パネル等の配布、掲示
- ② 講演会、座談会、映写会、防災教室等の開催
- ③ 防災通信、防災ニュースの配布、回覧及び HP での発信
- ④ 防災コーナー(馬生会館に設置)での情報発信
- ⑤ 防災関連資格取得への補助

計画事項 C. 地域の災害危険エリアに関すること

災害予防のため、次のとおり地域固有の防災課題に関する把握を行う。

また、それらを地図に落とし、自治会内で情報を共有し、問題点については市へ要望を行う。

(1) 把握事項

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備など
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の方法

- ① 浜松市の防災計画・ハザードマップ等で常に新しい情報を得る
- ② 座談会、講演会、研修会等を開催し、住民からの情報収集や聞き取りを行う
- ③ 把握した課題については、現地に行き確認を行う

計画事項 D. 防災訓練の実施に関すること

予想される大地震(南海トラフ地震)の災害に備えて、情報の収集、伝達、消火、避難誘導、物資の調達、配給等が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、総合訓練、個別訓練、合同訓練、体験型訓練とする。

① 総合訓練

年1回、前項の諸訓練を併せて総合的に行うものとする。

② 個別訓練

ア) 情報収集・伝達訓練・防災メール訓練

イ) 消火訓練

・ポンプ隊による可搬ポンプ消火訓練

・消火器、バケツリレーでの消火訓練

ウ) 救護訓練(AED 取扱い、応急手当法など)

エ) 物資訓練(非常食(アルファ化米)の炊き出し、備蓄の状況確認)

オ) 避難誘導訓練

カ) 救出訓練(ポンプ隊によるジャッキ・枕木を使った救出訓練、部単位での訓練)

キ) 避難所運営訓練(災害発生に備え、避難所運営に必要な訓練を行う)

ク) 体験型机上訓練(DIG,HUG)

② 合同訓練

避難所を共有する泉自主防災隊と、避難所開設・運営がスムーズに行われるよう合同訓練を行うものとする。

(2) 訓練の時期及び回数

総合訓練は年1回11月頃に行うものとし、その他の訓練は随時実施する。

計画事項 E. 他組織との連携に関すること

災害時の応急活動においては、浜松市リハビリテーション病院、日本ボーイスカウト浜松第12団、及び他の自主防災隊組織、災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。避難所においては、浜松市地区防災班並びに泉自治会と緊密に連携し、円滑な避難所運営を行う。

計画事項 F. 防災資機材等の整備及び管理に関すること

防災資機材等を計画的に常備し、定期点検を実施する。防災の日(9月1日)を全資機材の点検日とする。

(1) 整備計画

下記防災倉庫に防災資機材を整備する。各部隊倉庫には、2024年度を初年度とし、5年間で必要な防災資機材を精査後、計画的に同じものを備蓄する。

① 各部隊防災資機材倉庫

② 馬生会館防災倉庫

③ 泉小学校本部倉庫

※印のものは現在整備中であり、計画的に備蓄を進めてまいります。

各部隊防災倉庫格納資機材一覧

救護用			
毛布（敷パッド）	救急セット※	医薬品（消毒用アルコール、手袋等）※	
救出用			
鉄線ばさみ※	のこぎり	掛けや（大きな木のハンマー）	
斧（まさかり・なたを含む）	スコップ	つるはし	石み
鍬	ペンチ	ハンマー	片手ハンマー
一輪車	ロープ	リヤカー※	ジャッキ
脚立※	工具箱（工具）	担架	バール
給水用			
組立水槽※	やかん	飲料水用ポリ容器	
食料			
アルファ米（個食）100食※		飲料水 ※	カンパン※
初期消火用			
消防用バケツ			
電源用			
ソーラ蓄電池※	LED投光器※	LEDランタン※	コードリール
部隊設営用備品			
部隊旗	椅子	机※	簡易（段ボール）トイレ
トイレ凝固剤	トイレ用テント	トイレットペーパー	ビニール袋※
ガムテープ※	養生テープ※	筆記用具※	蓋つきバケツ
安否確認用ボックス（名簿、地図、筆記用具等）		ブルーシート	ポンチョ（雨具）

泉小学校内和合町防災倉庫

品名	数量	品名	数量
カンパン (24缶/箱)	720缶	段ボールパーテーション	2個
アルファ米 (50食/箱)	1000食	避難所用のぼり旗…のぼり、ポール、スタンド (2) ※	10セット
飲料水 (24本/箱)	1080本	避難所入所用の靴入れ(ビニール袋)	
ナイロンロープ		避難所用部隊別表示立て看板 (黄色)	10個
段ボールベッド	2セット	バケツ	適量
簡易トイレ	2個	ブルーシート	〃
担架	8個		

※ 避難所用備品は市の防災倉庫・泉小学校体育館に格納されているものも共有します

馬生会館で保管・管理している備品・資機材

品名	数量	品名	数量
デジタル無線機 (馬生会館、軽トラ、各部用)	8	血圧計 (救護部)	1
ハンドマイク	1	非接触型体温計 (救護部)	1
A E D (救護部)	1	救急セット (救護部)	1

第6倉庫(馬生会館南側)に備蓄している備品・資機材

品名	数量	品名	数量
カンパン (24缶/箱)	528缶	缶詰	609缶
アルファ米 (50食/箱)	1250食	炊き出し用の備品 (鍋、やかん、ラップ、たわし、マスク等)	
飲料水 (24本/箱)	144本		

第2倉庫(馬生会館坂下)に備蓄している備品・資機材

品名	数量	品名	数量
テント	4	ブルーシート	適量
テント用ペグ	4テント分		

救護班が保管している備品

品名	数量
救急カバン	各組 1 セット

和合町 災害時行動基準

1. 町民の行動基準

(1) 地震発生時

震度4 震度5弱 震度5強	これらは中規模地震とされます。地震の揺れがおさまった後、テレビ、ラジオ、防災アプリ等で情報を確認の上、避難するかどうかの判断を自ら行い、避難する場合は、第一次緊急避難場所を経由して泉小学校(緊急避難場所)に避難しましょう。	
震度6弱 震度6強 震度7	地震発生から3秒	姿勢を低くし、頭を守り、命を守る行動をとりましょう
	地震発生から3分	家族の安全を確認。 揺れがおさまったら、ドアや、窓を開けて逃げ道を確保。 自宅の様子を確認。(ガラス等でケガをしないように靴を履く) 火の元を確認(火が出ていたら初期消火) 在宅の家族が安全ならば黄色いタオルを玄関先に出してください
	地震発生から30分	テレビ、ラジオ、防災アプリ等で地震の情報を収集。 近隣の高齢者や、乳幼児がいる家、また、黄色いタオルが出てない家には、積極的に声を掛け、ご近所同士で安全を確認してください。
	地震発生から3時間	防災倉庫に各部の部隊が、また、泉小学校に災害対策本部が、体育館に避難所が開設されます。 在宅避難ができないと自ら判断した場合は、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉め、第一次緊急避難場所を経由して、泉小学校に避難をしてください。自分の身の回りの必要な物(非常持ち出し袋)を持って避難しましょう。

(2) 風水害発生時

自治体(浜松市)が発表する警戒レベル別に必要な行動をとりましょう

警戒レベル3 (高齢者等避難)	高齢者や障がいのある方、妊婦など避難に時間のかかる方は避難を開始。ハザードマップの危険区域付近にいる方も避難準備を整え危険を感じたら自主的に避難
警戒レベル4 (避難指示)	対象地域の住民全員が速やかに危険な場所から避難。 全員避難。迷わず避難を開始しましょう ※命を守るため、警戒レベル4までに避難することが必要です。
警戒レベル5 (緊急安全確保)	すでに災害が発生しているか、発生直前の状態です。

※どこの避難所が開設されているかは、防災ホットメール等で確認してください。

2. 自主防災隊の行動基準

(1) 地震発生時

震度	行動完了の目安	自主防災隊/公助	
震度4	3時間後まで	隊長 防災5役※	隊長の指示により馬生会館に集合、各部担当副会長に無線で連絡し、各部の状況を把握する
震度5弱	3時間後まで	隊長 防災5役※	隊長の指示により馬生会館または泉小学校に集合、各部担当副会長に無線で連絡し、各部の状況を把握する
		部担当副会長	隊長の指示により防災倉庫へ集合。倉庫を開錠する。
震度5強	3時間後まで	隊長 防災5役※ 情報部 市防災班員	泉小学校に集合、各部担当副会長から無線で連絡を受け、各部の状況を把握する。必要に応じて防災本部・避難所の開設準備をする
		部隊長・補佐 部担当副会長 防災隊班員	防災倉庫へ集合。倉庫を開錠する
		組長・補佐 防災隊班員	第一次緊急避難場所へ集合。避難者への対応
		ポンプ隊	6部防災倉庫前に集合、待機。
震度6弱 以上	3時間後まで	隊長 防災5役※ 本部役員 市防災班員	泉小学校に集合、各部担当副会長から無線で連絡を受け、各部の状況を把握する。防災本部を立ち上げる。避難所の開設準備をする
		部隊長・補佐 部担当副会長 防災隊班員	防災倉庫へ集合。倉庫を開錠する 安否確認を行い、状況を防災本部に報告する
		組長・補佐 防災隊班員	第一次緊急避難場所へ集合。避難者への対応
		ポンプ隊	6部防災倉庫前に集合、待機。

震度と地震規模

震度1～3 : 小規模 … 屋内にいる人の多くが揺れを感じる。

震度4～5強 : 中規模 … 非常な恐怖を感じる。
多くの人が行動に支障を感じる。

震度6弱 以上 : 大規模 … 立っていることが困難になる。

※防災5役

副隊長、隊長補佐、防災専門官、総務、物資部長

(2) 風水害発生時

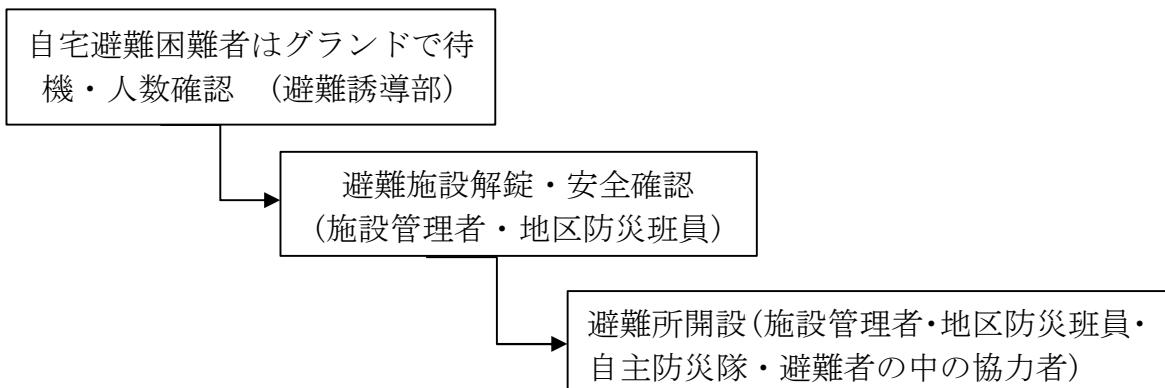
警戒 レベル	レベルの内容	自主防災隊/公助	
3以上	高齢者等避難または全員避難	市防災班員	市の指示により避難所開設準備を行う
		隊長 防災5役	必要に応じ、馬生会館に避難所を開設する。 「馬生会館避難所開設要領」に従い、町民の受け入れを行う。

3. 災害対策本部での行動

(1) 本 部

- ① 地震発生を期に、災害対策本部を浜松市立泉小学校グラウンドに設置する
- ② 本部役員は直ちに、それぞれの部署につき任務の遂行に当たる
 - ・ 隊長及び副隊長、隊長補佐、防災専門官、総務、物資部長(防災 5 役)は本部に集合する
 - ・ 部担当自治会三役は、各部防災倉庫のそれぞれの部隊に合流する。部隊が立ち上がった後は、本部に集合する(部担当自治会三役は、本部の総務・情報・消火・避難誘導・救護・物資・避難所運営の部長を兼務のため。)
 - ・ 上記以外の自治会三役、専門職・各部副部長は本部に集合する
- ③ 関係機関と連携してファースト・ミッション・ボックス内の泉小学校避難所開設マニュアルに従い、避難所開設の準備を行う
- ④ 各部の防災資機材倉庫に設置される各部隊(部担当自治会三役・部隊長が指揮)と連絡を取り合い、町内の状況を把握し、救助・避難支援、生活支援を行う

避難所(泉小学校体育館)開設までの流れ



※震度 6 弱以上の場合は、避難施設の安全確認は応急危険度判定士が判定し、安全であれば避難所の開設ができる

隊 長

- ① 災害対策本部を設置し、災害対策を総括する。
- ② 町内の各部隊を通じて災害状況を把握し、必要に応じ各部隊にその対策を指示する。

副隊長・隊長補佐

- ① 隊長に事故ある時は、副隊長、隊長補佐の順で隊長を代理する。
- ② 隊長を補佐し、主に町内の災害対策を指揮する。

防災専門官

- ① 隊長をはじめとする役員または隊員に対して必要に応じ防災に関する提言をする。
- ② 隊長から指示された役務を担当する。

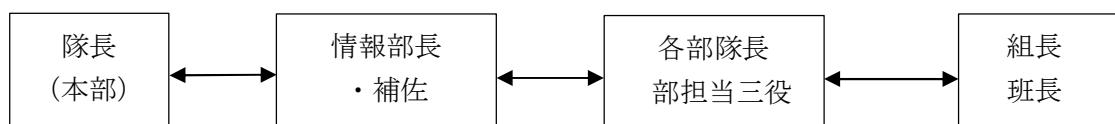
総務

- ① 地区防災班員(※)と連携し浜松市中央区災害対策本部、泉自治会、泉小学校、浜松市消防団第八分団、浜松市リハビリテーション病院、日本ボイスカウト浜松第12団、浜松中央警察署等他組織との連絡調整を行う。
- ② 町内の災害対策及び避難所運営に係る総務全般を担当する。
- ③ 他の部署に属しない業務全般を担当する。

※地区防災班員は、浜松市中央区災害対策本部に属し、震度5強以上の地震が発生した場合などに、あらかじめ指定された避難所(小中学校等)へ派遣される市職員で、泉小学校にも和合町及びその周辺に居住する数名の職員が配備に付く。地区防災班員は、区本部と被害状況や避難所開設状況等の連絡調整を行うと共に、救援物資の調達を区本部に要請するなど自主防災隊・避難者・施設管理者等と連携しながら避難所運営をサポートする役割を持つ。

(2) 情報部

- ① 自治会内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集し、情報部長に伝える
- ② 情報部長は、情報の出所を精査し、必要なものを地域住民に伝達する。
- ③ 情報の収集・伝達はテレビ、ラジオ、電話、防災行政無線、携帯無線機、インターネット、伝令等により行う。
- ④ 災害対策本部との情報連絡は、次に示すルートにより的確に行う。



- ⑤ 情報部長は、
 - ア) 隊長の指示を受け、災害発生と本部の設置を各部隊に伝達すると共に、各部隊部員は直ちに任務につくよう指示する。
 - イ) 各部隊からの報告について、その都度隊長に報告すると共に、各部長(消火、避難誘導、救護、物資、避難所運営)に連絡事項を伝える。
 - ウ) 自ら町内の災害発生状況の把握に努め、避難所の掲示板により周知する。
- ⑥ 部担当三役はデジタル無線機を自宅に保管し、非常時には各部隊長に届け、部隊長は本部との連絡にあたる。
- ⑦ 無線係は、本部からの情報及び指示などを正確に受けて、部担当三役(または部隊長)に報告する

・無線機配備表 (アマチュアハンディー器) 上段
(デジタル無線機・免許不要) 下段

本部	連絡車両	1部	2部	3部	4部	5部	6部	7部	8部	ポンプ隊	無線班
2											7
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1

※ 本部役員は、極力携帯ラジオを携帯する

(3) 消火部

- ① 消火部は、各部隊の火災の状況を把握し、初期消火(バケツリレーによる消火、消火器による消火等)遂行を確認の上、隊長に報告する。

(4) 避難誘導部

- ① 避難誘導部は、泉小学校グラウンドへ避難した住民について、各部隊別・男女子供別の人数、負傷者の有無を確認・本部報告し、避難所開設前は、所定の場所に統率し待機させる。
- ② 避難所開設後は、避難者を順次避難所に誘導する

(5) 救護部

- ① 救護部は、災害対策本部設置後直ちに泉小学校南校舎 1 階教室に救護所を開設し、傷病者の受け入れ体制を整える。
- ② 救護部は、救護の状況を把握し、必要に応じて隊長の指示により、地区防災班員経由で防災関係機関(浜松市消防局(119 番)へ出動要請を行う。
- ③ 救護部は、避難者から体調不良者やけが人が出たとの申し出を受けた場合は、救護所に搬送することを指示すると共に、「救護所受付シート」(救護所に準備)に必要事項を記入させる。

(6) 物資部

- ① 物資部は、災害対策本部設置後、泉小学校内に備えてある非常用物資を搬出し、避難所で使用する準備を行う。
- ② 災害対策本部と連携し、泉小学校へ到着した避難者の人数を把握、物資の必要数と備蓄数・不足数の確認を行う。不足する場合は、地区防災班員に連絡し、調達を要請する
- ③ 炊き出し作業に備え、調理器具の確認(水・ガスなど)を行う。
- ④ 避難所開設後は、避難者及び災害対応従事者に対し、非常物資の配給及び炊き出しを行う。また、在宅避難者には各部隊の物資班員と連携して、物資の配給を行う。
非常用物資が不足した場合は、馬生会館和合町自主防災隊防災倉庫より物資を搬送し、物資を補給する。(非常用アルファ化米・飲料水・かんぱん)
- ⑤ 浜松市災害対策本部などから送られてくる救援物資について、配布作業を行う。

(7) 避難所運営部

- ① 避難所運営部は、災害発生後、避難所となる泉小学校に集合し、泉小学校市防災倉庫内よりファースト・ミッション・ボックスを取り出し、地区防災班員、泉自治会、泉小学校等関係機関・避難者と連携し、避難所の開設準備に当たる。避難所開設の詳細については、「避難所開設マニュアル(泉小学校)」において別に定める。
- ② 避難所運営部は、避難者全員に「避難者カード」(避難所に準備し、一家族につき一枚)を記入させ、避難所受付に提出するよう指示する。避難所開設後は、避難所受付で対応する。
- ③ 避難所運営部は、避難所の安全が確認された後、避難者の受付を行い、定められた場所に誘導する。
- ④ 避難所開設後、落ち着いた時点で名簿作成のための「世帯状況報告書」(避難所に準備)の記入を避難者に指示する。
但し、救護所へ搬送する場合は、「救護所受付シート」(救護所に準備)に記入する。

(8) ポンプ隊

- ① ポンプ隊長及びポンプ隊員は、地震発生を期に可搬ポンプが格納してある防災倉庫(6部機材収納庫横)前に集合し、待機する。
- ② ポンプ隊の班長又は副班長は、集合した隊員の点呼(参加人員)を行い、結果をポンプ隊長に報告する。
- ③ 班長は点呼後、隊員の服装(防災服、ヘルメット、手袋、靴等)を確認する。服装確認後、ポンプ、ホース、燃料等、機材の点検を行い、結果をポンプ隊長に報告、ポンプ隊長からの出動指示が出るまで待機する。
- ④ ポンプ隊長は、ポンプ隊員の参加人員、ポンプ機材の点検結果を、防災隊長に無線にて報告し、防災隊長からのポンプ隊出動命令を待つ。
- ⑤ 防災隊長からの出動命令を受け、ポンプ隊長はその命令により各班へ出動の指示をする。指示を受けた各班は、直ちに火災現場に出動する。
(使用する防火用水槽の設置場所は、巻末の和合町防災設備全体図のとおり。)
- ⑥ ポンプ隊長は、集合した隊員により下記の各役割を編成する。

指 挥 者

ポンプ 操 作 員

筒 先 員

ホ 一 ス 員

破 壊 器 具 員

- ⑦ 上記による火災消火に併せて、ジャッキ・枕木等を使い被災者の救出を行う。

和合町防火用水設置箇所はP27の「和合町防災設備全体図」のとおり。

4. 部 隊

(1) 部 隊

- ① 部隊長及び部隊長補佐は部隊に備えてある防災資機材倉庫を解錠し、部隊を立ち上げる。
- ② 部担当三役は、デジタル無線機を持ち、直ちに部隊に集合し、その立ち上げを補佐する。
(無線機は常に充電しておく)
- ③ 部隊長は、組長の報告を受け部隊内の被災状況を把握すると共に、その対策について部隊内での調整を図る。また、その状況を本部へ無線で報告すると共に、部隊内組織だけでは対応が困難な時は、本部へ支援を要請する。
- ④ 部隊長は、第一次緊急避難場所から泉小学校への避難を選択した町民の情報を、本部に報告する。

(2) 組

- ① 組長は、災害発生後、第一次緊急避難場所へ移動し、組内の被災状況を把握すると共に、組内防災隊各班に指示し、災害対策に当たる。また、その状況を部隊長に報告すると共に、組内組織だけでは対応が困難な時は、支援を要請する。
- ② 泉小避難所への避難を選択した町民をサポートし、部隊長に報告するとともに、避難者の中から責任者を選出し、送り出す。
- ③ 責任者は、避難者の誘導に当たっては次のことに注意する。
 - ア. 避難者個々の状況を把握し、避難者が安全に避難できるよう配慮する。
 - イ. ガケ崩れ、ブロック塀のそば、落下物等の危険箇所は避ける。
 - ウ. 道路の横断には、避難者の中から交通整理員を依頼し、細心の注意をし、安全には万全を期す。

(3) 防災隊各班

防災隊各班は自ら状況判断を行い、以下の任務につく。

1) 情報班

- ① 情報班長は、震度6弱以上の時は、災害発生後揺れが収まるのを待ってから、ハンドマイクを使用して組内に、安全な場合は黄色いタオルを玄関先に掲げることを呼びかける。併せて、自宅が被災していない場合は在宅避難を、自宅が被災し、避難したほうが良いと判断した場合は、火の元・戸締りの確認後、第一次緊急避難場所に避難するよう班員と協力して被災者に呼びかける。
- ② 情報班員は、避難の呼びかけに併せて、組内の災害状況を把握し、組長へ報告する。また、混乱を防ぐため、必要に応じて災害対策本部から提供された情報を町民に伝える。
- ③ 情報機器を最大限に活用すると共に、口頭による方法も用いて、情報活動に万全を期す。
- ④ 情報班長は、極力携帯ラジオを携行するよう心掛ける。(災害時には貴重な情報源となる)
- ⑤ 情報班員は、各部隊で待機し、部隊長の指示により二次災害に備える。
- ⑥ 町民に対する情報伝達に関しては、本部から指示のあったもののみとし、デマ・未確認情報が拡散しないよう、十分注意する。

2) 消火班

- ① 火災発生時には、近隣町民にも協力を呼びかけ、町内備え付けの消火器及びバケツリレーにより初期消火に努める。
- ② 初期消火では鎮火が無理と判断し、可搬ポンプ隊による消火が必要と判断した時は、本部に連絡し支援を要請する。また、消防車の出動が必要と判断した時は、直接消防署へ連絡する。
- ③ 各部隊で待機し、部隊長の指示により二次災害に備える。

3) 避難誘導班

- ① 第一次緊急避難場所において避難者の人員・状況を把握し、組長に報告する。泉小学校グランドへの避難を選択した町民の避難が安全に行われるようサポートを行う。
- ② 避難者の誘導に際しては、災害に応じてあらかじめ設定した避難経路により、泉小学校グランドに誘導する。ただし災害状況によってはこの限りではない。
- ③ 災害時避難行動要支援者に対し安否を確認し、避難が必要な場合は支援を行う。

4) 救護班

- ① 地震発生と同時に、救急カバン(収納品は事前に点検しておくこと)を携行し、班員と共に第一次緊急避難場所へ駆けつけ救護活動を行う。また近隣町民と協力して負傷者の救出活動(倒壊家屋からの人の救出等)を行う。自分達で救出が困難な場合は、本部に連絡し、ポンプ隊や防災関係機関による救出を要請する。
- ② 救出に当たり、防災関係機関による救出を要すると判断した時は、直ちにその旨防災関係機関(浜松市消防局 119 番)に通報すると共に、本部に報告する。
- ③ 負傷者を泉小学校避難場所に避難させる時は、救護班が負傷者をサポートし、介助・見守りながら救護所へ運び治療を受けさせる。負傷者は救護所にある「救護所受付シート」(救護所に準備)に怪我の内容、薬の情報、アレルギーの有無など必要事項を記載して、救護所に提出する。

重症患者の場合は、リハビリテーション病院への搬送も可能。

- ④ 救護班は、負傷者の状況を組長に報告し、組長は部隊長に報告する。
- ⑤ 救護班は、第一次緊急避難場所に待機し、組長の指示により二次災害に備える。

5) 物資班

- ① 各部隊物資班員は、地震発生後速やかに、各部隊の防災資機材倉庫に集合し、部隊長とともに、物資支給などの支援活動を行う。
- ② 各部隊物資班員は、各部隊での活動にめどがついた後、対策本部に集合し、物資部長の指揮下に入る。実施作業については、1-(6) 物資部 を参照。

※ 部隊へ集合した情報班員・物資班員・消火班員・部隊長補佐等は、部隊長の指示により、手分けして、安否確認(災害時避難行動要支援者を含む)などの支援活動を行う。

第1次緊急避難場所と各部隊設置場所

		第1次緊急避難場所						各部隊設置場所	
		第1組	第2組	第3組	第4組	第5組	第6組	第7組	
第1部隊	浜信事務センターの門前	深谷哲氏宅西の駐車場	森永牛乳吉川さん宅前	メディカル和合の北隣鈴木氏宅前	K美容院南側の道路	同左	木下ハイツ駐車場	和合台公園内1部防災倉庫	
	第2部隊	泉小グランド	泉小グランド	泉小グランド	泉小グランド	泉小グランド		浜松リハビリテーション病院東側2部防災倉庫	
第3部隊	市営住宅遊園地	日もずが谷児童遊園地北側駐車場	高橋さん宅東側ゴミ集積所東駐車場	ガーデンハイツ和合横	金岡禧圭氏宅東側の空地	住岡食品の駐車場北側		馬生会館駐車場下3部防災倉庫	
	第4部隊	丸尾昭司氏宅東側の空地	西脇医院駐車場	サンパレス深谷西側の路上	奥平橋西の広場	青空子供の遊び場	同左	グラシヴィ和合前の空地4部防災倉庫	
第5部隊	深谷マンション西側駐車場	佐藤内科医院南側	アサヒプラザ前駐車場	うんえい公園	ハコニリバーカー南のタハコ自動販売機前	同左	ヴィスタの丘公園	中山公園内5部防災倉庫	
	第6部隊	馬船平公園	同左	同左	同左	同左	同左	ごみ集積場48番横の丘6部防災倉庫	
第7部隊	かつ冶駐車場	長谷川整形第2駐車場	佐々木孝氏宅北のゴミ集積所	しきハイツ和合東側				ごみ集積場33番横の丘7部防災倉庫	
	第8部隊	松本英夫氏宅北側の道路	和合ベース倉庫西	葛和樹氏宅北側				ロイヤルタウン和合公園内8部防災倉庫	

日常における活動

(1) 災害対策本部

災害発生に備えて、各部は日頃から会議・協議・訓練などを行う

本部	<ul style="list-style-type: none"> ①防災計画書の見直し・発行 ②防災訓練の企画・検討・実施 ③自主防災隊員名簿の管理・発行 ④防災に関わる講演会の開催 ⑤災害発生を想定した机上訓練(DIG、HUGなど)の開催 ⑥浜松市が主催する地域防災連携連絡会において泉自主防災隊と共同で避難所運営訓練を実施 ⑦浜松市自主防災隊連合会が主催する各種講演会及び研修会に参加 ⑧防災設備・資機材のとりまとめ及び購入の検討、補助金等の申請 ⑨防災ニュース毎月発行 ⑩浜松市・浜松市自主防災隊連合会関係の事務手続
情報部	<ul style="list-style-type: none"> ①無線機の取り扱い通信訓練(対象:部隊長・部担当自治会三役)
消防部	<ul style="list-style-type: none"> ①消火器の取り扱い及び消火訓練(防災訓練時) ②バケツリレーによる消火訓練(防災訓練時) ③町内消火器配置位置及び取扱者の確認(和合町防災設備全体図を参照) ④各家庭へ下記を周知する <ul style="list-style-type: none"> ・火気使用設備器具の整備とその周辺の整理整頓 ・可燃性危険物品等の保管方法の徹底 ・消火器等消火資器材の設置及び小バケツ等の配備 ・住宅用災害警報機の設置の徹底
避難誘導部	<ul style="list-style-type: none"> ①第一次緊急避難場所、各部隊、避難経路の検討(危険個所の把握)・周知 <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所一覧表はP21「第一次緊急避難場所」の表を参照 ②災害時避難行動要支援者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・市から配布される災害時避難行動要支援者名簿とガイドラインを民生児童委員・避難誘導班長に配布 ・災害時避難行動要支援者へ個別計画の作成支援及び集約・管理
救護部	<p>日頃より下記訓練を実施し技術の習得に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ①AED取り扱い訓練 ②応急担架による搬送訓練 ③三角巾・包帯法訓練
物資部	<ul style="list-style-type: none"> ①日頃より下記訓練を実施し技術の習得に努める <ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し訓練(アルファ化米) ②備蓄品、アルファ化米・乾パン・飲料水の管理 ③在宅避難用の非常食・水の備蓄の必要性を周知する
運避難部所	<ul style="list-style-type: none"> ①浜松市が主催する地域防災連携連絡会において泉自主防災隊と共同で避難所運営訓練を実施 ②ファースト・ミッション・ボックス(泉小学校避難所開設マニュアル)に従った避難所開設訓練を行う ③避難所で使用する防災倉庫備蓄資材(浜松市防災倉庫資機材、泉小学校資機材・備蓄品、和合町自主防災隊倉庫)の確認・管理
ポンプ隊	<ul style="list-style-type: none"> ①可搬ポンプ操作訓練 年間5回 ②ジャッキ・枕木等を使った被災者救出訓練 ③可搬ポンプ格納場所及び格納機材の点検 ④町内可搬ポンプ使用可能水利の確認

(2)防災隊各班

災害発生に備えて、次の訓練、確認、点検・引継ぎを行う

	訓練	確認	点検・引継ぎ
1)情報班			防災用具(ボックス)の点検・引継ぎ
2)消火班	消火器の取り扱い、消火訓練	町内消火器配置位置及び取扱者の確認	防災用具(ボックス)の点検・引継ぎ
3)避難誘導班		①一次避難場所、泉小学校グラウンドまでの避難経路などの点検と危険箇所などの把握 ②災害(大雨・台風)時避難行動要支援者に対する個別支援方法の確認	①防災用具(ボックス)の点検・引継ぎ ②災害時避難行動要支援者名簿・同ガイドライン・同個別計画書などの引継ぎ
4)救護班	①AED取り扱い訓練 ②応急担架による搬送訓練 ③三角巾・包帯法訓練	①救急カバン収納品の確認 ②バール、掛矢、担架、リヤカ一等、救出活動に必要な機材の確認	防災用具(ボックス)の点検・引継ぎ
5)物資班	炊き出し訓練(アルファ化米)	非常時物資の格納場所(部隊防災倉庫)の確認	防災用具(ボックス)の点検・引継ぎ

4. 防災活動年間スケジュール

※下記は計画であり、諸般の事情により変更になる場合があります。

年月	会議・訓練	ポンプ隊	教育
2025.4			
2025.5		18 ポンプ隊訓練	
2025.6	1 防災企画会議	22 ポンプ隊訓練	
2025.7	3 防災計画検討会議 10 防災企画会議 27 救護班訓練	20 ポンプ隊訓練	
2025.8	10 防災計画書配布(8/1発行) 21 防災企画会議		17 子ども防災教室
2025.9	1~30 部隊倉庫点検(1~8部) 11 防災企画会議	14 ポンプ隊訓練	
2025.10	25 地域防災連携連絡会議 26 防災訓練計画配布、内容説明	19 ポンプ隊訓練	
2025.11	6 防災訓練計画 本部役員説明会 13 防災訓練全体説明 15 防災訓練準備 16 防災訓練		
2025.12			
2026.1			大人のための防災教室
2026.2			
2026.3			

5. 災害時緊急連絡先

浜松市中区災害対策本部(中区振興課)	0 5 3 - 4 5 7 - 2 2 1 0
和合町自主防災隊災害対策本部・避難所(泉小学校)	0 5 3 - 4 7 2 - 5 2 2 8
和合町自主防災隊役員待機場所・馬生会館	0 5 3 - 4 7 2 - 8 8 8 3
泉自治会自主防災隊災害対策本部・和泉会館	0 5 3 - 4 7 2 - 0 7 1 2
消防署富塚出張所	0 5 3 - 4 7 3 - 7 1 1 9
消防団 第八分団	0 5 3 - 4 7 4 - 3 4 7 7
浜松市リハビリテーション病院	0 5 3 - 4 7 1 - 8 3 3 1
日本ボイスカウト浜松第12団事務局 齋藤	0 9 0 - 3 9 3 8 - 5 4 9 9

※ 浜松市管理施設への連絡は、泉小地区防災班員と連携して行うこと

馬生会館避難所開設要領

和合町自主防災隊

(避難所の開設)

- 比較的小規模の地震及び台風、風水害等で、避難者が想定される場合は、公的避難所が開設されている状況にあっても、正副隊長の協議により、必要に応じ馬生会館に避難所を開設する。

(館内の避難施設等)

- 館内の休養室(和室)を避難所に充てる。貸与品として毛布を用意する。

(受け入れ対象者)

- 避難の受け入れ対象者は、和合町民とする。

(避難の申し込み)

- 避難希望者は、事前に馬生会館へ申し込み。
馬生会館 電話 053-472-8883

(避難の許可)

- 隊長は、避難者から申し込みがあった時は、施設の収容能力の範囲内で、収容が可能であれば許可をする。

(避難所の入所及び退所)

- 避難者は、入所及び退所の時には、別紙様式「馬生会館避難者受付カード」に必要事項を記載して提出する。

(避難期間)

- 避難期間は一週間以内とする。この期間を超える避難が必要な時は、公的避難所に移動して頂く。

(避難者の心得)

- 避難者は、寝具、食料等避難所で必要となると思われるものは全て持ち込むこと。
- 会館は全館禁煙であることに留意すること。
- ペットの持ち込みはしないこと。
- コンロ、ロウソク等火器類の持ち込みはしないこと。(館内の炊事場は許可を得れば使用可)

「馬生会館避難者受付カード」はこちらから →
<https://www.wagoj.org/hp/showpdf2.php?pdfname=10051179>



防災用具(ボックス)引継ぎマニュアル

和合町自主防災隊

◎部長・組長 毎年4月 (任期1年)

旧部長 ⇒ 新部長 * 作業服サイズ合わせ必要
ボックス内訳 (作業服・ヘルメット・腕章・ベルト・
防災倉庫の鍵)

前々部長 ⇒ 旧部長
ボックス内訳 (ヘルメット・腕章)

旧組長 ⇒ 新組長
ボックス内訳 (ヘルメット・腕章)

◎各組防災班員 隔年4月 (任期2年) ※変更がある時は毎年引継ぎ

情報班長 ボックス内訳 (ハンドマイク・ヘルメット・腕章)

消防班長 ボックス内訳 (ヘルメット・腕章)

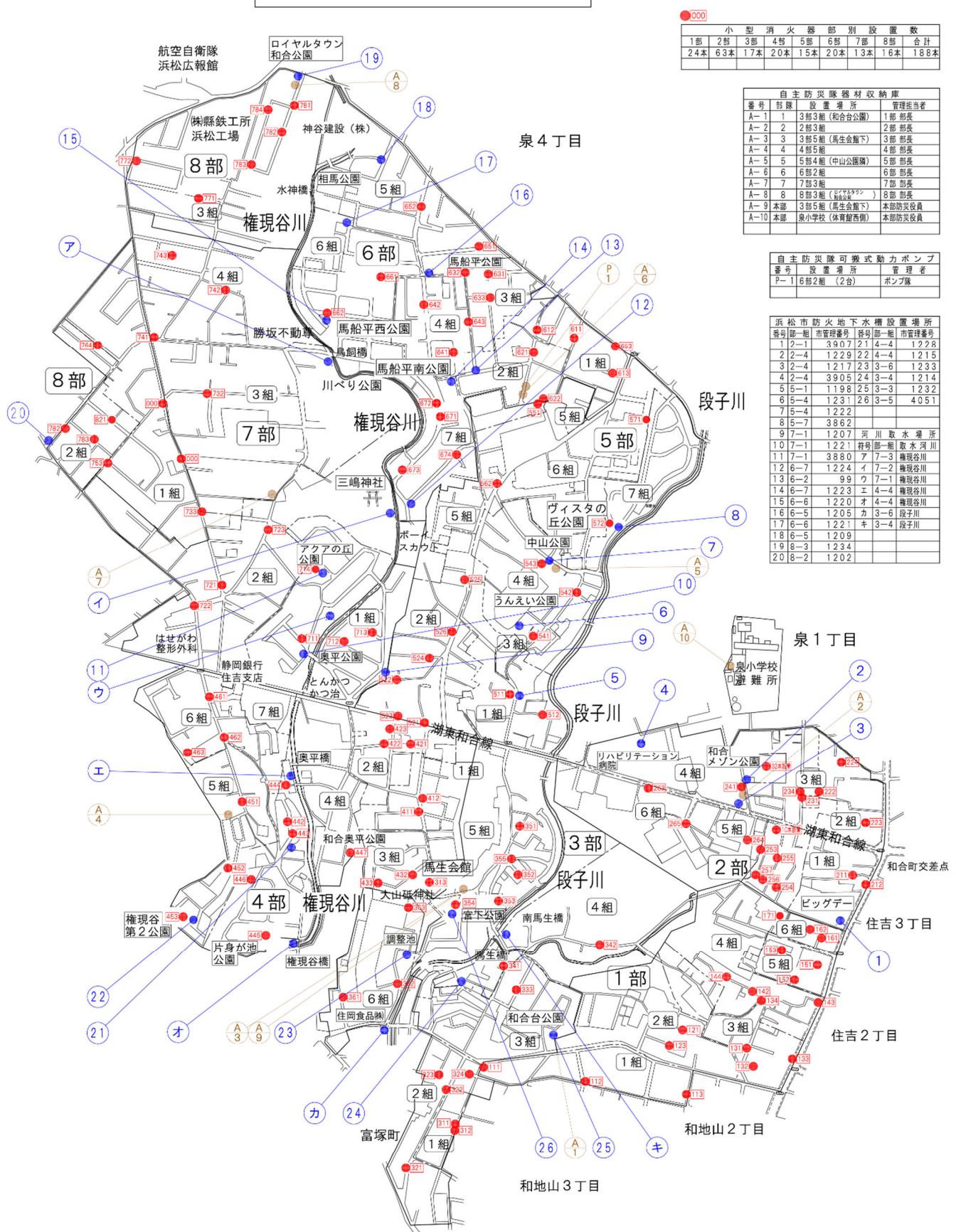
避難誘導班長 ボックス内訳 (ヘルメット・腕章)
災害時避難行動要支援者関係資料(名簿・個別計画)

救護班長 ボックス内訳 (救急カバン・ヘルメット・腕章)

物資班長 ボックス内訳 (ヘルメット・腕章)

※ いずれも3月中には引継ぎをお願いします。(3月役員会にて配布済み)

和合町防災設備全体図



訂番	訂正理由	訂正年月日	フォルダ名	和合町防災関連	令和6年7月4日	用紙	A-1
			ファイル名	防災設備全体図060704			
			作成者				和合町自主防災隊

メモ

